

令和6年度第2回武蔵村山市青少年問題協議会次第

日 時：令和7年3月27日（木）

午後2時から

場 所：武蔵村山市役所

301会議室（市役所3階）

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 令和6年度武蔵村山市青少年補導連絡会夏期・冬期街頭補導活動実施結果について
- (2) 令和6年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について
- (3) 令和6年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について

4 協議事項

武蔵村山市における青少年の現況等について

5 その他（情報交換等）

6 閉会

【 配布資料 】

- ・ 令和6年度第2回武蔵村山市青少年問題協議会資料
- ・ 資料1 夏期街頭補導活動実施結果について
- ・ 資料2 冬期街頭補導活動実施結果について
- ・ 資料3 「子供・若者育成支援推進強調月間」に係る広報用チラシ
- ・ 資料4 武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱
- ・ 武蔵村山市青少年問題協議会委員名簿

令和 6 年度
第 2 回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和 7 年 3 月 2 7 日（木）
武蔵村山市青少年問題協議会

報告事項(1) 令和6年度武蔵村山市青少年補導連絡会夏期・冬期街頭補導活動実施
結果について

このことについて、資料1・資料2のとおり報告する。

※ 夏期街頭補導活動については、武蔵村山市青少年補導連絡会が小中学校の夏休み期間中の夜間の時間帯に、冬期街頭補導活動については小中学校の冬休み期間中の昼間の時間帯に都市公園等の公共施設を巡回し、青少年の状況の把握に努めたものである。

報告事項(2) 令和6年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

市報等による月間の趣旨のPRを実施

- (1) 11月1日号の市報及び市のホームページに「子供・若者育成支援推進強調月間」の記事を掲載し、月間のPRに努めた。
- (2) 月間の期間（令和6年11月1日から11月30日まで）中、市民会館の外壁に「ふれあいと対話が育てる子の未来」という懸垂幕を掲出し、月間のPRに努めた。
- (3) 武蔵村山市青少年補導連絡会による「広報啓発活動」 資料3
令和6年11月30日（土）午後2時から、イオンモールむさし村山店で「子供・若者育成支援推進強調月間」に係る広報用チラシと啓発物品500組を配布し、強調月間のPRを行った。

報告事項(3) 令和6年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について

このことについて、武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱（資料4）第3条の贈呈基準に該当する協力者に対して、下記のとおり感謝状が贈呈されたので報告します。

記

1 贈呈日 令和7年3月27日（木）

2 受賞者（敬称略）

氏 名	選出区分	経 歴
くりはら かずこ 栗原 和子	武蔵村山市 青少年補導連絡会 （北多摩西地区保護 司会選出委員）	委 員 平成18年7月から令和6年6月まで 合 計 18年間
ひらい ひろたか 平井 洋孝	武蔵村山市 青少年補導連絡会 （北多摩西地区保護 司会選出委員）	委 員 平成24年7月から令和6年6月まで 合 計 12年間
こばやし きよし 小林 清	武蔵村山市 青少年補導連絡会 （北多摩西地区保護 司会選出委員）	理 事 平成28年7月から令和4年6月まで 委 員 令和 4年7月から令和6年6月まで 合 計 8年間
たなか まる 田中 守	武蔵村山市 青少年補導連絡会 （北多摩西地区保護 司会選出委員）	委 員 平成26年7月から令和6年6月まで 合 計 10年間
ひるま やすひさ 比留間 安久	武蔵村山市 青少年補導連絡会 （北多摩西地区保護 司会選出委員）	委 員 平成29年3月から平成30年6月まで 理 事 平成30年7月から令和 2年6月まで 副会長 令和 2年7月から令和 6年6月まで 合 計 7年間

協議事項 武蔵村山市における青少年の現況等について

このことについて、青少年の現況等に関して、委員の意見を求めます。

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features multiple rows of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It consists of multiple rows of horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

夏期街頭補導活動実施結果について（報告）

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 主 催 | 武蔵村山市 |
| 2 | 実 施 主 体 | 武蔵村山市青少年補導連絡会 |
| 3 | 実 施 内 容 | 青少年補導連絡会委員を4班に編成し、青少年健全育成協力店10店舗及び都市公園等10か所を巡回して、青少年の状況の把握に努めた。 |
| 4 | 実 施 日 時 | 令和6年7月25日（木）
午後7時30分から午後8時40分まで |
| 5 | 巡 回 場 所 | <p>Aコース （6か所）
野山北公園運動場、セブンイレブン本町1丁目店、山王森公園、ファミリーマート中原店、セブンイレブン岸1丁目店、総合運動公園</p> <p>Bコース （6か所）
中原公園、経塚向公園、ローソン残堀五丁目店、セブンイレブン平和通り店、伊奈平公園、セブンイレブン伊奈平4丁目店</p> <p>Cコース （3か所）
ローソン中央三丁目店、ファミリーマート神明店、雷塚公園、</p> <p>Dコース （5か所）
プリンスの丘公園、セブンイレブン大南1丁目店、セブンイレブン大南公園店、大南公園、緑が丘公園</p> |
| 6 | 参 加 者 数 | 補導連絡会委員（12名）

事務局 子ども政策課・子ども育成課職員 |

7 各店舗及び
公園等の状況

Aコース

- ・各協力店、公園等特に問題なし。
- ・人通りなく静か。トイレが明るくなって良い。(山王森公園)
- ・以前より落ち着いていて、万引きも少なく、夜の集まりも少なくなってきた。(協力店)
- ・万引きが朝ある。未成年がたまることもある。(協力店)

Bコース

- ・協力店について、万引きや未成年の夜間のたむろなどの状況は特になし。
- ・公園については異常なし。

Cコース

- ・公園内に犬の散歩2名を確認したが、特に問題なし。(雷塚公園)
- ・万引き、たむろ等最近はない。駐車場にたばこの吸い殻が少々あり。(協力店)
- ・万引きが最近多い。メイク用品売場には警告カード(万引監視中)あり。外は綺麗。(協力店)

Dコース

- ・各協力店、公園等特に異常なし。
- ・大人の万引きがある。(協力店)

冬期街頭補導活動実施結果について（報告）

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 主 催 | 武蔵村山市 |
| 2 | 実 施 主 体 | 武蔵村山市青少年補導連絡会 |
| 3 | 実 施 内 容 | 青少年補導連絡会委員を 3 班に編成し、青少年健全育成協力店 9 店舗及び都市公園等 9 か所を巡回して、青少年の状況の把握に努めた。 |
| 4 | 実 施 日 時 | 令和 7 年 1 月 5 日（日）
午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分まで |
| 5 | 巡 回 場 所 | |
| | A コース | （6 か所）
野山北公園運動場、セブンイレブン本町 1 丁目店、山王森公園、ファミリーマート中原店、セブンイレブン岸 1 丁目店、総合運動公園 |
| | B コース | （6 か所）
中原公園、経塚向公園、ローソン残堀五丁目店、セブンイレブン平和通り店、伊奈平公園、セブンイレブン伊奈平 4 丁目店 |
| | C コース | （6 か所）
ローソン中央三丁目店、ファミリーマート神明店、雷塚公園、さいかち公園、オカネ塚公園、セブンイレブン学園店 |
| | D コース | ※今回については市の都合により実施なし。 |
| 6 | 参 加 者 数 | 補導連絡会委員（1 5 名）

事務局 子ども政策課・子ども育成課職員 |

7 各店舗及び
公園等の状況

Aコース

【山王森公園】

- ・小学生が木の枝を人にめがけて振り回していたので注意した。
- ・たばこの吸い殻がベンチに多数落ちていた。

【ファミリーマート中原店】

- ・最近夜に誰かが騒いでいるという状況はない。
- ・何件か万引きが発生しているが、全てを取り締まることは難しいため、仕方がないところもあると考えている。

【セブンイレブン岸1丁目店】

- ・夜間に少年が集まることはないが、青年が集まっていることは時々ある。
- ・万引きについては若干発生している状況にある。

Bコース

【中原公園】

- ・男子トイレにたばこの空箱、酒の空き缶があった。
- ・トイレの清掃と公園のごみ拾いが必要だと考える。

【経塚向公園】

- ・砂場に異物が混入していた。砂場で子どもが遊んでいるときにけがをしてしまう危険性もあるため、注意看板があるといい。
- ・トイレにたばこの空箱、ブランコ周辺にガラスの破片が多数あった。
- ・その他飲食後のごみ等もあった。

【伊奈平公園】

- ・発煙筒やクラッカー等のごみが多数あった。

【セブンイレブン平和通り店】

- ・販売者にばかり罰則規定があり、大変不服である。未成年者へのたばこの使用・購入禁止について教育を徹底してほしい。
- ・何もないときに街頭補導活動をするのではなく、お祭り等、子どもたちが集まるときに実施した方が効果的なのでは。

Cコース

- ・各公園についてはごみ等なく綺麗で、特に異常なし。

【ファミリーマート神明店・セブンイレブン学園店】

- ・大学生や成人の喧嘩は時々あるが、その他には特に目立った状況はない。

- 8 事業実施後の対応
- ① トイレの清掃及び公園のごみ拾いの徹底について、ごみ対策課に対応を依頼いたしました（ごみ対策課から委託先のシルバー人材センターに報告済み）。
 - ② 砂場に異物投げ入れ禁止の注意看板を設置することについて、ごみ対策課に検討してもらうよう依頼いたしました。（注意看板の記載内容や設置場所、必要性等について検討するとのことでした。）

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」

近年、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、それらの情報へ子どもが接触する危険性が懸念されています。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定め、特に、家庭や学校、地域、社会が育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとするものです。



武蔵村山市青少年問題協議会・武蔵村山市青少年補導連絡会
事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども政策課
電 話 042-565-1111（内線 175）

毎月第一日曜日は、武蔵村山市の「家庭の日」です ～たとえばこんな「家庭の日」のすごしかた～

家庭の日について

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころでもあります。また、子どもたちにとっては、いろいろなルールを覚える最初の場所であり、人格が形成されていく場でもあります。家庭がそのような働きをよりよく発揮するためには、家族みんなの心がふれあう明るい家庭づくりをすすめることが大切です。しかしながら、最近では、お父さん、お母さん、お子さんとそれぞれに忙しく、食事と一緒にできないという家庭も少なくありません。毎日をともに過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさは、身近にあるため、当たり前と考え、かえってその価値を見失いがちです。武蔵村山市では、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて、あらためて考える機会となることを願い、毎月第1日曜日を「家庭の日」と定めています。



① 家族全員が一緒に過ごし、いろいろなことを話し合しましょう。

何でも話せる信頼関係をつくることは、子どもの発する注意信号を見逃さないために重要なことです。

家族みんなでだんらんの時間をもったり、家族みんなで食事をしたり、ゆっくりと話をする機会をもちましょう。

② 家族そろって楽しめる行事を行いましょう。

ハイキングやスポーツなどのレクリエーションを行い、芸術を鑑賞することで、素晴らしい自然や作品に感動する豊かな心が育ちます。

また、子どもにとって、いろいろな年齢の人とつきあうことは、大切な経験となり社会性が育ちます。地域での行事や市の行事に親子で積極的に参加し、地域の人々と交流を深めましょう。

③ 家事などを家族みんなで分担しましょう。また自分のことは自分でしてみましょう。

家事を分担して行うことや、自分のことを自分ですることで、家族みんながともに助け合いながら生活しているという意識や責任感、お互いを思いやる心が育ちます。普段、お父さん、お母さんが行っている家事を子どもに手伝ってもらったり、たまには、肩たたきをしてもらったりしてみてもいいかもしれません。

④ 手紙や日記を書きましょう。

遠くに住んでいる親戚などに、たまには手紙を書いたり電話をかけたりしましょう。また、日記を書くことで自分や家族のあり方を見つめ直すことができます。

武蔵村山市青少年健全育成協力者
感謝状贈呈要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に対して青少年問題協議会会長（以下「会長」という。）が感謝状を贈呈し、その功労をたたえとともに青少年健全育成の一層の理解と推進を図ることを目的とする。

(贈 呈 方 法)

第2条 感謝状（甲）、（乙）、（第1号様式）を授与する。

(贈 呈 基 準)

第3条 感謝状は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、青少年を健全に育成する活動が顕著であり、次の各号の一に該当する青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。）及び青少年補導連絡会（以下「補連」という。）の委員が退任した後に贈呈する。

- （1）青少対の正副委員長及び補連の正副会長で在職期間が継続して2年以上であること。
- （2）青少対及び補連の委員で在職期間が継続して3年以上であること。

(期 間 の 計 算)

第4条 期間の計算は、毎年6月1日現在とする。

(贈 呈 時 期)

第5条 感謝状の贈呈時期は、毎年会長が定める日とする。

(推 薦 者)

第6条 推薦者は、青少対の委員長及び補連の会長とする。

(推 薦 手 続)

第7条 推薦者は、別に定める日までに推薦書（第2号様式）を作成し、青少年対策地区連絡会（以下「連絡会」という。）又は青少年補導連絡会理事会（以下「理事会」という。）に提出する。

(選 考 方 法)

第8条 連絡会及び理事会において審査を受けた推薦書に基づき、本要綱により選考のうえ会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。